

萩市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

萩市

第1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

第2 促進計画の目標

1. 現況

萩市は、山口県の北部に位置し、阿北地域（旧田万川町、旧須佐町）、阿中地域（旧むつみ村、旧福栄村）、阿西地域（旧川上村、旧旭村）、萩地域（旧萩市）で構成され、総面積は 698.29km²で、山口県のおよそ1割の面積を有している。周辺は、北は日本海に面し、海上には島々が点在しており、東部は益田市（島根県）、津和野町（島根県）、南東部は山口市、西は長門市、美祢市に接している。萩市は対馬海流の影響を受ける比較的温暖な沿岸部から中山間地域である準高冷地まで、変化に富んだ自然豊かな環境を有している。農業の型態として島嶼部から阿武川河口に開けた平坦地、中山間の傾斜地、大地に開けた畑作地帯からなり、標高 0m から 500m で営農が展開されている。

また、山口県に於ける主要な農業地域であって、県民食料の生産供給基地であるばかりでなく、米をはじめとして野菜、果実、肉用牛等の良質な農産品の産地として高い評価を受けており、地域経済に占める農業への依存度も高く、農業を主たる産業として発展が期待される。

(1) 阿北地域（旧田万川町、旧須佐町）

萩市の北部に位置し、日本海沿岸部から南に向け山間部が形成されている。その為、沿岸部と内陸部山間部では気象条件が大きく異なっており、内陸部山間部では 30～40 cmの積雪を見ることがあるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

農産物は稲作とは別に、もも、なし、長門ゆずきち、ゆず、露地野菜ではブロッコリーが栽培され、道の駅や農産物直販施設に出荷されている。消費者の安全・安心志向に応えるため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要になっている。

(2) 阿中地域（旧むつみ村、旧福栄村）

萩市のほぼ中央部にあり、平均標高 360m、年間平均気温は比較的冷涼な気候で、年間降水量は比較的多く、準高冷地に位置しているなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

旧むつみ村は農業生産が盛んな地域で、露地野菜のだいこんの他に夏秋トマトの栽培が大きなウエイトを占めている。旧福栄村は、水稻栽培を基幹として重量野菜のはくさい、キャベツが盛んに栽培されており、早くから道の駅や農産物直販施設が整備

され、消費者の安全・安心志向に応えるため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要になっている。

また、農業基盤整備事業が実施された地域で集落営農法人による土地利用型農業が行われているが、近年、農道、水路等農業施設の老朽化が目立ってきており、これらの機能の維持管理に努めていかなければならない。

(3) 阿西地域（旧旭村、旧川上村）

萩市の南部に位置し中国山地の険しい山岳地帯と阿武川流域との限られた地帯で形成されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

農産物は水稻のウエイトが高いが、早くより消費者への直接販売に取り組み道の駅や農産物直販施設向けの農産物が生産されている。消費者の安全・安心志向に応える意識が高く、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要とされている。

また、早くから農業基盤整備事業が実施されほ場整備率の高い地域であるが、近年、農道、水路等農業施設の老朽化が目立ってきており、これらの機能の維持管理に努めていかなければならない。

(4) 萩地域（旧萩市）

北浦海岸のほぼ中央に位置しており、中国山地に源を発する阿武川の下流に形成された三角州を中心に海上には有人離島が点在している。年平均気温は比較的温暖で年間降水量は比較的多く、山陰型の気候で平坦地となっている。土質は埴壤土から砂壤土が比較的多い地域である。

萩地域では地域の地形条件を活かした農業生産が盛んで、たまねぎやブロッコリー等の露地野菜、冬春きゅうり、夏秋きゅうり等の施設野菜、夏みかんが栽培されている。近年、観光客向けの農林水産物の販売に取り組んでおり、消費者の安全・安心志向に応えるため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要になっている。

また、阿武川等河川流域に形成された平野部では都市近郊の農業が営まれているが農業基盤整備が遅れており、近年、農道、水路等農業施設の甚だしい老朽化が見られ、これらの機能の維持管理に努めるとともに、有人離島や中山間地域では平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

(1) 阿北地域（旧田万川町、旧須佐町）

本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、地域の共同

活動、中山間地域等継続的な農業生産活動、循環型農業を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 阿中地域（旧むつみ村、旧福栄村）

本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、地域の共同活動、中山間地域等継続的な農業生産活動、循環型農業を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 阿西地域（旧旭村、旧川上村）

本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、地域の共同活動、中山間地域等継続的な農業生産活動、循環型農業を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(4) 萩地域（旧萩市）

本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、地域の共同活動、中山間地域等継続的な農業生産活動、循環型農業を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	阿北地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
②	阿中地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
③	阿西地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
④	萩地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

第4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

第5 その他促進計画の実施に関し萩市が必要と認める事項

1. 萩市は1号事業において設置する推進組織に参画し、1号事業の促進を行うこととする。また、同推進組織を活用し、2号事業及び3号事業の促進を行うこととする。
2. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。
3. 萩市は、第3に掲げた事項の推進に当たっては、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 - (1) 萩市は、農業基盤整備の促進を通じて、水田及び畑の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベータ、野菜集出荷施設、集落営農機械等の農業近代化施設等の導入を推進し、農業の担い手が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
 - (2) 萩市は、経営所得安定対策等大綱の趣旨を鑑み各対策への積極的な取り組みによって、経営規模の拡大による転作作物の産地化を図るとともに、集落営農組織、作業受委託組織の育成を進め、水田農業の生産コストを低減することにより、効率的かつ安定的な農業経営に誘導する。
 - (3) 萩市は、水道施設の整備がなされていない地区に営農飲雑用水施設の整備、農業集落排水事業の実施を促進し、生活環境の改善を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
 - (4) 萩市は、農業の多面的機能の発揮の促進に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想等その他の振興計画に資するように配慮するものとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1） 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域
振興山村地域
過疎地域
離島振興地域
萩市内全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田については1/100以上～1/20未満、畑、草地及び採草放牧地については、8度以上～15度未満の緩傾斜農用地を対象。なお、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 離島振興地域において高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率：40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 山口県知事が地域の実態に応じて指定する知事特認地域に存する農用地であって、勾配が1/100未満の田及び8度未満の畑を対象とする。なお、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（２）集落協定の共通事項

市の交付金の使用方法については、共同活動を通じて耕作放棄地を防止するという観点から、交付金額の概ね1/2以上が集落の共同取り組み活動に使用されることが望ましいが、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に、1/2以上を個人配分に使用する等、地域の状況に応じた交付金の活用を可能とする。

（３）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、萩市農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（４）その他必要な事項

1) 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

ア 土地改良通年施行に係る農地については、交付金の対象とする。

イ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられ、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和11年度まで交付金の交付対象とすることとする。

(ア) 土地改良事業により勾配の判定に変更があった場合の取り扱い

a 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、集落協定認定年度単価とする。

b 集落協定認定以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

(イ) 土地改良事業施工中の団地の農用地面積の取扱いは、一時利用地に指定されている以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以降にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。

2) 既耕作放棄地の復旧に係る農用地の取り扱い

ア 既耕作放棄地の復旧に係る農用地については、交付金の対象とする。

イ 耕作放棄地の復旧の実施等が集落協定に位置づけられ、当該復旧の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和11年度まで交付金の交付対象とすることとし、交付単価は、復旧後の地目の単価（対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価）とする。

3) 現に自然災害を受けている農用地の復旧に係る取り扱い

ア 現に自然災害を受け復旧事業を実施する農用地については、交付金の対象とする。

イ 自然災害農用地の復旧の実施等が集落協定に位置づけられ、当該復旧の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和11年度まで交付金の交付対象とすることとし、交付単価は、復旧後の地目の単価（対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価）とする。

ウ 協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合には、当該協定の申請者が当該農用地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置

付ければ、引き続き協定締結時の単価により交付金の交付対象とする。

4) 地目の変更に係る取り扱い

協定年度中に田を畑に転換する等、地目の変更により勾配の区分に変更があった場合には、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。